

諮問番号：平成29年度諮問第12号

答申番号：平成29年度答申第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法、不当である。

- (1) 人に対して強い緊張があり、大きな不安を常に抱えているため、他者とのコミュニケーションが難しいこと。
- (2) 高校での先生の指示に従えず、団体生活に支障を来すため、行事がある場合は事前に面談又は電話相談を必要とする状態であること。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、嘱託医師の判定を得て、診断書により、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」並びに「問題行動及び習癖」があり、「精神医学的総合判定」は「中度」とされているものの、IQが96であること、「問題行動及び習癖」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「日常生活能力の程度」がすべて「自立」とされていること、「要注目度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (2) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定することとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。
- (3) 審査請求人が主張するように、他者とのコミュニケーションが難しく、日常生活における援助が一定程度必要なことは理解できるものの、日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、日常生活能力の程度はすべて自立とされており、それらを含め本件診断書を総合的に判断して、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」の状態にはないと判断した。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。
審査請求人の主張する事情（緊張及び不安のため、他者とのコミュニケーションが難しいこと、団体生活に支障があり、学校行事の前に面談又は電話相談を必要とすること）はいずれも、診断書に記載された内容相応のものということができ、原処分は、こうした診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、違法又は不当とすることはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年6月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は、いずれも「乏しい」とされ、精神医学的総合判定は、「中度」で「コミュニケーションを十分にとることが困難で不安が著しく生活上支障が大きく支援を要する」とされている一方、IQは96の「正常」で、「日常生活能力の程度」は、「食事」、「洗面」、「排泄」、「衣服」及び「入浴」のすべてが「自立」し、「要注意度」も「随時一応の注意が必要」とされている。

こうした診断書に記載された事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美